

グループホームやながわ運営規程

指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北信福祉会が設置経営するグループホームやながわ(以下「事業所」という。)の運営等に関して必要な事項を定め、もって事業所の円滑な運営に資することを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(運営方針)

第2条 事業所は、次に掲げる運営方針に基づき、事業を実施する。

- (1) 事業所は、家庭的な環境と地域住民との交流のもと入居者の特性を踏まえながら、入居者が自分自身の能力を生かしながら、日々の生活を営むことができるよう支援する。
- (2) 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って介護サービスを提供する。
- (3) 事業所は、事業所の利用に当たっては、入居者及びその家族又は身元引受人等との間に、利用契約書を締結し、誠意をもって介護業務に当たる。
- (4) 事業所は、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努める。
- (5) 事業所は、入居者の個人情報の取扱いに関しては、適正かつ適切に取扱うとともに、関係法令及び厚生労働省が示すガイドラインを遵守し、個人情報の保護に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームやながわ
- (2) 所在地 福島県伊達市梁川町字北本町17番地3

(利用定員等)

第4条 事業所が有する共同生活住居の箇所数及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活住居数 2 箇所
- (2) 利用定員 各 9 名

2 事業所は、前項の利用定員を超えて運営してはならない。ただし、災害等やむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に配置する従業者、員数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所全般の業務を統括する。
- (2) 計画作成担当者 2名以上
認知症対応型共同生活介護計画の作成の業務に従事する。
- (3) 介護従業者 10名以上
認知症を患う利用者の日常生活の介護・相談及び援助等に関する業務に従事する。
- (4) 事務員 1名
事業所の庶務及び会計の業務に従事する。

(協力医療機関等)

第6条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次に掲げる医療機関を協力医療機関又は協力歯科医療機関として指定する。

- (1) 公立藤田総合病院
- (2) おの整形外科クリニック
- (3) オーラルステーションデンタルクリニック (歯科)

(勤務体制の確保)

第7条 事業所は、当該事業所の介護従業者によって、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 事業所は、利用者に対して適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう、別に定めるところにより、従業者の勤務体制を確保する。その際、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

(事業所の設備等)

第8条 事業所に備え付ける設備等の内容は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 居室 | 18 |
| (2) 食堂・多目的ホール | 2 |
| (3) 休憩室 | 2 |
| (4) トイレ | 8 |
| (5) 浴室 | 3 |
| (6) 洗濯・脱衣所 | 2 |
| (7) 事務所 | 2 |
| (8) 会議室 | 1 |

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所は、当該事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
- (2) 前号の開催結果について介護従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (4) 介護従業者を対象とする感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練をそれぞれ年2回実施すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(内容及び手続の説明及び同意並びに契約の締結)

第10条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に先立ち、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により同意を得たうえで、サービス利用契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に先立ち、利用者が提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 事業所は、前項の介護保険被保険者証に法第78条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するよう努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。

2 事業所は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるように、必要な援助を行う。

(入退去等)

第13条 事業所は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒否しない。

- 2 事業所は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に指定認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 3 事業所は、利用申込者の入居に際して、主治の医師の診断書等により当該利用申込者が認知症である者であることの確認を行う。
- 4 事業所は、利用申込者が入院治療を要する者であること等利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 5 事業所は、利用申込者の入居に際して、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 6 事業所は、利用者の退居の際は、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 7 事業所は、利用者の退居に際して、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- 第14条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、配慮して行う。
 - 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたって、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
 - 4 介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - 6 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、事前に利用者及びその家族に対して行動制限の根拠、その態様、見込まれる期間（時間）について説明を行い、文書により同意を得る。
※同意は、利用者とその家族両方から取る。
 - 7 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、利用者に身体拘束等を行うことを決定した者の氏名、行動制限の根拠、その態様、見込まれる期間（時間）及び実施された期間（時間）、その際の利用者の心身の状況、事業所が行った利用者及びその家族に対する説明の時期、その内容及び質疑応答等の内容等を記録する。

8 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回開催すること。
- (2) 前号の開催結果について介護従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年2回実施すること。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第15条 管理者は、計画作成担当者(第5条第2号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

2 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たって、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(この規程において「認知症対応型共同生活介護計画」という。)を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたって、その内容について利用者及びその家族に対して説明を行い、文書により同意を得るとともに、利用者を作成された当該認知症対応型共同生活介護計画を交付しなければならない。

5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後において、当該認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第16条 介護従業者は、介護に当たって、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。

3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。

(社会生活上の便宜の提供等)

第17条 事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(サービス提供記録)

- 第18条 事業所は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の介護保険被保険者証に記載する。
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(利用料等の受領)

- 第19条 事業所が利用者に提供した指定認知症対応型共同生活介護の利用料（以下「利用料」という。）の額は、法第42条の2第2項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「地域密着型サービス費用基準額」という。）とする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護の提供に要した費用について、利用者が地域密着型介護サービス費として市町村から給付を受ける額を限度に、利用者に代わって市町村から支払いを受ける。
 - 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部（以下「利用者負担金」という。）として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
 - 4 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 5 前3項の支払を受ける額のほか、事業所は、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食材料費
 - (2) 理美容代
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - 6 第3項の利用者負担金及び第5項に規定する費用（以下「利用者負担金等」という。）の額は、別に定めるところによる。

- 7 事業所は、前項の利用者負担金等の額に係るサービスの提供にあたって、あらかじめ、利用者及びその家族等に対し、当該サービスの内容及び利用者負担金等の額を記載した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得る。

(サービスの内容等の変更)

第20条 事業所は、介護保険法等関係法令の改正、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由が生じた場合は、前条第7項のサービスの内容及び利用者負担金等を変更することができる。

- 2 前項の場合において、利用者及びその家族等に対する説明は、あらかじめ、変更後のサービスの内容及び利用者負担金等並びにその理由等を記載した文書を郵送する等の方法で行い、文書により同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の額の支払を受けた場合は、利用者に対し、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

(共同生活住居入居に当たっての留意事項)

第22条 利用者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に留意のうえ、事業所の従業者の助言及び依頼等に沿って日課を励行するとともに、共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親睦に努める。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 面会 | 9時から20時までの間、原則として可 |
| (2) 外出・外泊 | 事前申出により原則として可 |
| (3) 喫煙 | 共同生活住居敷地内不可 |
| (4) 飲酒 | 原則として可 |
| (5) 日用品以外の所持品の持込み | 要相談(持込品の大きさ等により制限有) |
| (6) 電化製品の持ち込み | 事前届出により可 |
| (7) 施設の設備、器具の使用 | 可 |
| (8) ペットの持込み・飼養 | 不可 |
| (9) 宗教活動、政治活動及び物品販売 | 不可 |
| (10) 施設外における診察 | 事前届出により可 |
| (11) 金銭及び食べ物等の授受等 | トラブル防止及び衛生上の観点から不可 |
| (12) 金銭の管理 | 原則として金銭・貴重品の持ち込み不可
ご本人の嗜好品の購入や医療費等日常生活
上必要と思われるものに使用するお小遣い
については管理可 |
| (13) 携帯電話の使用 | 居室内に限り可 |

- | | |
|-----------------|---------|
| (14) 写真や動画の撮影等 | 原則として不可 |
| (15) 前各号以外の留意事項 | 要相談 |

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等必要な対応を取らなければならない。

- 2 事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、別に定めるところにより、介護老人福祉施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第25条 事業所は、事故発生又はその再発を防止するため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を介護従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
- (4) 介護従業者を対象とする研修を年2回実施すること。
- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な対応を取るとともに、利用者の家族等指定された連絡先及び市町村等に連絡する。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った対応について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止)

第26条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催すること。
- (2) 前号の開催結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。

- (3) 虐待防止のための指針を整備すること。
 - (4) 介護従業者を対象とする研修を年2回実施すること。
 - (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を配置すること。
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供中に介護従業者又は擁護者(利用者の家族等で当該利用者を現に養護する者を言う。)により虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村等に通報する。

(非常災害対策)

- 第27条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供時に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の安全の確保を最優先に、迅速かつ適切な対応に努める。
- 2 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて、別に定めるところにより、非常災害に関する具体的計画を策定のうえ、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に定期的に周知するとともに、利用者、従業者等を対象に定期的に避難その他必要な訓練等を実施する。その際、施設は、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、並びに当該業務継続計画に基づき次に掲げる必要な措置を講じる。
- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年2回、定期的実施する。
 - (2) 事業所は、少なくとも年1回、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(従業者の資質の向上等)

- 第29条 事業所は、別に定めるところにより、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、事業所は、すべての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化、従業者への周知・啓発、相談体制の整備等必要な措置を講じる。

(掲示)

第30条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又はこれらを記載した書面を当該事業所内に備え付け、自由に閲覧できるようにする。

(秘密の保持等)

第31条 事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、事前にそれぞれ文書により得るものとする。

(個人情報の取扱い)

第32条 事業所は、個人情報の取扱いについて、関係法令及び厚生労働省が示した医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、別に定めるところにより、適切な取扱いを行う。

(情報の提供)

第33条 事業所は、利用者又は利用申込者が自ら主体的に指定認知症対応型共同生活介護を選択し、又は決定できるように、利用者等からの求めに応じ、必要な情報の提供に努める。

(苦情処理)

第34条 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別に定めるところにより、苦情を受け付けるための窓口を置く。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、保険者等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は保険者等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者等が行う調査に協力するとともに、保険者等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第35条 事業所は、その事業の運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図る。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、別に定めるところにより、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）をおおむね2月に1回開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推

進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く。

- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の作成・保管)

第36条 事業所は、別に定めるところにより、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を作成する。

- 2 事業所は、前項に掲げる記録のほか、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る次に掲げる記録を作成し、その完結の日から5年間保管する。

- (1) 第14条第2項に規定する緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合について記載した記録
- (2) 第15条の指定認知症対応型共同生活介護計画
- (3) 第18条第2項のサービス提供記録
- (4) 第23条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第25条に規定する事故の状況及び事故の発生に際して取った対応についての記録
- (6) 第34条に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第35条第3項の報告、評価、要望、助言等についての記録

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 従前の運営規程（令和4年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。